

第6回部会に向けた意見提出表

1

【】: 意見提出表テーマ

【】: 1次計画該当テーマ

□: 提案ゾーン

「」: 検討事項 質疑事項

p: 浪江町復興計画【第一次】頁数

平成25年11月6日

委員 堀内英樹

施設・機能	対象者 (誰のため)	整備内容 (どのような)	整備手法
<p>【全体】</p> <p>1.大地震・大津波・放射能汚染の災害からの復興事例はない。特に放射能汚染からの復興事例はない。</p> <p>2.自民党復興拠点復興拠点「双葉郡内に」政府提言へ(9月報道)</p> <p>3.町の安全・安心化 強靱化</p>	<p>被害者全体</p> <p>・浪江町民全体 ・双葉郡全体</p> <p>・浪江町民全体 町の主要施設</p>	<p>あらゆる意味での復興問題は、被害地の問題である同時に、世界的歴史的問題であることの認識を共有する</p> <p>・双葉郡帰還・定住支援政策</p> <p>・放射能防御施設構築 ・災害危険区域内における退避・避難施設構築 ・耐震施設構築</p>	<p>・世界で初となる復興計画のモデルをつくる。</p> <p>・政策実現要求 ・北側玄関口として浪江へ誘致要求</p> <p>・避難・退避・備蓄機能保持 ・救助機能保持</p> <p>・新設、既設施設に免震・制震機能付加</p>
4.定義の問題	<p>これまで、まちづくり計画・都市計画・土地利用計画等の用語が使われている。また、帰還までの計画との指示もでている。帰還までの計画であれば、むしろ帰還事業計画とすべきではないでしょうか。都市計画にしても、土地利用計画にしてもあらゆるハード面問題が関係し、帰還までと限定すると表現上の問題がある。</p>		
<p>【復興公営住宅】</p> <p>【1次計画該当部分】</p> <p style="text-align: right;">p128</p> <p>3)まちづくり計画策定・推進と住まいの整備</p> <p>①低線量地区の段階的拡大を踏まえたまちづくり</p> <p>・まちづくり計画の策定 ・空き家対策の実施 ・中心市街地の再開 ・ふるさと住宅の検討</p> <p>②町内における土地利用の方向性</p> <p>・土地利用計画の策定 ・都市計画の策定</p> <p>③美しいふるさとの維持</p> <p>・環境美化、火災防止の観点にもとづく除草等の実施 ・放射線対策を踏まえた、</p>	<p>1.帰還困難・居住制限地域 帰還希望者且入居希望者</p> <p>2.避難指示解除指示地域 入居希望者 (自宅居住不可能等)</p> <p>3.津波被災者入居希望者</p> <p>4.双葉町・大熊町からの入居希望者</p> <p>5.第一原発関係者の入居希望者</p> <p>6.Uターン・Iターン 他地方からの入居希望者</p> <p>「検討事項」</p> <p>1.帰還希望者数の把握 計画段階: アンケートからの推定 実施段階: 世帯・個人アンケート</p>	<p>1.戸建住宅</p> <p>2.集合住宅</p> <p>3.2人から3人居住用</p> <p>4.単身者居住用</p> <p>5.2世帯3世帯用コネク住宅</p> <p>6.シェア住宅 (グループホーム的共住住宅)</p> <p>「検討事項」</p> <p>1.人口密度・スペース算定 ・下水関係22人/ha 戸建住宅 想定4000人として 180ha 現権現堂市街地150ha</p>	<p>□共生ゾーン 提案: 権現堂市街地</p> <p>1.集中配置 2.分散配置</p> <p>3.町有地等公共土地・施設利用 4.民間地借り上げ・買収</p> <p>「検討事項」</p> <p>1.都市計画的検討事項 ・無制限に住居地域を拡大を制限を提案 浪江らしさを残す 景観を考慮する ・インフラの工程は</p> <p>2.空き屋対策との関連</p>

施設・機能	対象者 (だれのため)	整備内容 (どのような)	整備手法
地域団体による環境美化活動に対する支援実施 ・略	2.退去後の活用	・中高層共同住宅 300から350人/ha程度 2.集中配置・分散配置 ・仮定4000人復興住宅 人口密度22人/ha時 4000人/22人/ha=180ha 権現堂市街地約150ha 人口密度300人/ha 4000人/300人/ha=13ha	未帰還者所有土地建屋が空き屋となることが予測 ゴーストタウン化防止 防犯・防火対策必要 3.これまでの議論での権現堂更地化・土地区整理の問題あり
「質疑事項」 ・町づくり計画 ・都市計画 ・土地利用計画 の違い。今回成果品の対象は？			
【一時滞在施設】 【1次計画該当部分】 p128 ・ふるさと住宅の検討とする	1.町外コミュニティー居住者 2.上記以外の居住者 3.町出身者等 4.生徒・学童	1.ゲストハウスとして長短期利用可能な宿泊設備	□ゲストゾーン 提案:なみえいこいの村 1.既存施設の利用 ホテル・旅館等 2.既存公共建物利用 なみえいこいの村等 3.新設
「質疑事項」 ・単独施設必要かどうか	「検討事項」 1.利用者数の把握	「検討事項」 1.生徒・学童教育 帰還家族・親戚・知人訪問 墓参 上記目的の宿泊施設	「検討事項」 1.寄宿舎はシェルター機能付
公共公益施設 ・既設公共建物 官庁、学校、公営住宅除	住民	・体育館 ビックウエーブ 役場脇体育館 ・図書館	・除染・補強の上再利用 但し居住制限区域での再利用可能かどうか
【1次計画該当部】 3.避難期の生活再建に必要な取り組み p82 8)なみえの伝統文化の復興 1.伝統文化の維持、保存。継承 (1)文化財や伝統芸能の現状把握 (2)文化財の保存 (3)伝統芸能の伝承支援 2.文化に触れる機会の創出 (1)伝統文化や伝統芸能の発表、披露の場確保 (2)発表、披露の場だけにとどまらない伝統文化に触れる機会の創出	* 帰町後、浪江での生活に必要な 1.住民 2.外来客	1.伝統文化・歴史展示、実演等 2.遺跡公園 3.文化財的建物保存 古民家・土蔵づくり(新谷邸) 4.美術館	□文化・教育ゾーン 提案:東中学校 1.浪江文化館新設 多目的総合的施設の整備 2.既存公共建物利用 ・古民家移設改修 ・土蔵造り等改修 ・役場脇体育館改修

施設・機能	対象者 (だれのため)	整備内容 (どのような)	整備手法
5.ふるさとを再生していくために必要な取り組み ④)津波被災地の復旧・復興 2.津波被害等の伝承 p141	1.町民 2.国、県民 3.外国来者	・大震災・記念公園 大地震・大津波・原子力 複合災害被災地の伝承	□メモリアルゾーン 提案:請戸 1.マリンパーク等被災建物の 保存 2.請戸小学校を改修し 資料展示説明館とする
		「検討事項」 ・請戸はまさしく複合大震災 の最大の被害地である。 被害とその意味合いを世界 に向けて発信する基地と なるべきである。この意味 では、県立ではなく国立と する事を提案する。 その記念性の高さからみて デザインは国際設計コンペ で公募することを提案する	「検討事項」 災害危険区域(予定?)とし ての安全確保 ・シェルター(退避・避難) ・ヘリポート ・火の見やぐらイメージの 定点的配置の緊急避難 架台
5)子供たちを支える教育環境 の充実 p54 (3).再開した町立学校での ふるさとを学ぶ機会の充実 p55 ここでは、浪江町に再開する 町立学校とする 学校周辺は1sv/年とする事 を前提とする。	1.学童・生徒 2.先生・父兄 3.住民等	1.復興拠点における教育の 場の再生 2.町外コミュニティー学童・生 徒のための、長期休暇時の 集合教育施設、寄宿舎整 備	□文化・教育ゾーン 提案:東中学校 1.徹底した除染 2.シェルター化 ・放射能防護 ・避難・退避 ・備蓄 3.耐震診断補強の実施 4.インフラ(特に上水)整備
1)健康管理の強化と徹底 ④)中長期的な医療・福祉環 境 の再生に向けて (3).ふるさとなみえでの医療 ・福祉環境の方向性 p12	1.全住民	1.病院・クリニック施設整備 2.福祉介護施設整備	医療・福祉介護ゾーン 提案:権現堂 出口の湯 1.既存施設の再開促進 西病院等 貴布祢(中間) オンフル(特養) 虹の家(グループホーム)
		「検討事項」 1次計画より ・国立病院、高度先進医療 地域 ・高高(老老)介護システム ・サテライト型特養システム ・地域全体が施設	「検討事項」 1.居住制限区域での事業 再開方法 2.各事業主が帰還しない場 合
【交流施設】 【1次計画該当部】 3)町民と町民・ふるさとを	*避難生活で築かれた"絆"を帰町後も維持・持続・発展 1.住民間 2.住民と国内外来 3.住民と外国来	1.地区内交流施設 2.町内交流施設 3.県・国内・国際交流施設	□新都心ゾーン 役場中心 1.既設施設利用 集会所・公民館・町庁舎等 なみえいこいの村増設 請戸小学校

施設・機能	対象者 (誰のため)	整備内容 (どのような)	整備手法
つなぐ”絆”の維持 ③)町民と町民・ふるさとを つなぐ”絆”の維持 p30			2.計画建物内包含 伝統工芸館等 3.大震災記念公園内
			「検討事項」 ・単独機能整備の必要性の有無
【商業・業務施設】 【1次計画該当部】 5.ふるさとを再生していくために必要な取り組み 3)まちづくり計画の策定・推進と住いまいの整備 (2)生活環境の整備。市街地の再生 p30	1.全町民 2.関係企業	1.利便性を求める 2.町の活性化を図る	□新都心ゾーン 役場中心 1.役場を中心にコンパクトに商業・業務施設を集中集積
		「検討事項」 西側役場ブロックと東側 ← 商業施設・中学校ブロックが六号線で分断される。高齢者・ハンデキャップのため立体歩道橋としての空中公園を検討	「検討事項」 1.賑わい装置としてアーケードを架ける。 太陽光発電装置併設 2.六号線で分断される。空中公園を整備。
【産業機能】 【1次計画該当部】 p150 5.ふるさとを再生していくために必要な取り組み 5)ふるさとでの産業復興 1.農地再生 営農開始 2.水産業再生のためのインフラ整備 3.森林資源の活用及び林業の再生 4.既存事業所等の町内における事業展開	□山林再生特区 汚染地であり、且つクリーン化必要であるとする。除染材等利用による発電事業・植林事業等展開可能な地域として設定 □農地再生特区 屋内型農業施設・バイオマス作物栽培等事業展開可能な地域として設定 □漁業再生特区 漁港再建・孵化・養殖事業 海運等事業展開可能な地域として設定 □産業再生特区 6号線・常磐道を産業集積装置と捉える。各種産業事業展開可能な地域として設定 □自然エネルギー特区 事故福島第一原発にとつてかわる電力立地とする。各種電力事業展開可能な地域として設定 山間部・・・大型風力発電基地 平野部・・・メガソーラー(役場中心のアーケードに併設、工業用途地区等) 水力(大柿ダム、高瀬川、請戸川、小河川) 地熱(出口、賀老、室原の湯調査・パイサイクル調査) 海洋部・・・大型風力発電基地(檜葉沖大型風力発電所クラス)		
6)産業集積による地域経済の再生 ①.新たな産業集積 (1)新たな産業集積による雇用の場の確保 p163 ・津波被災地等を活用した地元出資本型の再生			

施設・機能	対象者 (誰のため)	整備内容 (どのような)	整備手法
<p>エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及と蓄電池関連産業集積 木質バイオマス発電施設やエタノール等製造施設の設置による森林除染や木質がレキ処理の推進とあわせたバイオマスタウン構想 町内新規起業、新規参入者への支援 <p>目標 福島復興再生特別措置法に基づく、さらなる特区制度の導入を図り、あらたな産業の集積により雇用の場の確保することで、地域経済の立て直しを図る。</p>	<p>「検討事項」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.バイオマスタウン(焼却場)位置検討 既設ごみ焼却場増設案 問題点 帰還困難地区での作業可能性の検討 (作業環境を整える・公共作業である) 2.事業受け皿の検討 ・町営、農業・林業・漁業等組合または団体、高齢者農業経験者等の個人または団体 一般企業 3.町資産としての自然エネルギー位置付の検討 長野県飯田市では市条例によって、市内自然エネルギーを町資産とする。 この、自然エネルギーを利用して、収益ある場合は地元に還元 <p>浪江の復興及び町の維持、持続のため制度化を検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 4.自然エネルギー利用時の公害問題等 <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電 騒音、バードストライク、強風時破損時問題等 対策 居住地帯より500mはなす。 大型は無人地帯に設置 山間部(設置、保守時作業の可能性検討) 海洋部 ・太陽光発電 塩害問題あり 基本的には内陸部設置 ・公共建物。民間建物、住宅等屋根設置 ・放射能防御用大屋根(学校・商業アーケード) ・災害危険地区設置は慎重検討必要あり 		
<p>(2)地域課題の解決に則した産業集積 p163</p> <ul style="list-style-type: none"> 早急な安全・安心を確保 <p>するため、廃炉作業等原子力防災産業の前進基地としてのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積 	<p>福島第一原発関係者</p> <hr/> <p>町内高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住居の整備 原子力防災機器製造施設整備 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 食事サービス リネンサービス 器具製造 養成学校 <p>検討事項</p>	<p>□北棚塩開発ゾーン</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.原子力災害復興拠点 づくりを特区的制度的な促進を国に要請 2.民間原子力防災機器メーカー誘致 2.第一原発への浜街道経由直通道路の整備 (双葉町との協議) <p>「検討事項」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.居住の整備 ・復興公営住宅の一環として ・東電施設として ・住戸数量把握 <hr/> <p>□医療・福祉介護ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致 起業育成

施設・機能	対象者 (誰のため)	整備内容 (どのような)	整備手法
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した植物工場や花卉工場など施設型農業による農業の再開 ・農林水産物の生産・加工 ・販売を一元化する六次産業の集積 	農業関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター(放射能遮蔽)での栽培 <ul style="list-style-type: none"> 野菜栽培 薬草栽培 花卉栽培 ・バイオマス作物栽培 	<p>□農業再生特区ン</p> <p>既存農地全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者(団体)起業促進 ・農業者(団体)起業促進 ・専門業者誘致 ・生産・加工・販売のネットワーク起業育成・誘致
<p>②災害研究拠点施設の設置</p> <p>(1)災害研究拠点施設の設置</p> <p>p164</p>	災害研究者	<p>【研究拠点施設の例】</p> <p>①放射線汚染に関する研究施設</p> <p>②海洋・内水面汚染に関する研究施設</p>	<p>国立系研究所誘致 (経済産業省放射線研究施設計画あり)</p> <p>民間・大学研究所誘致 関連メーカー誘致</p> <p>「検討事項」 放射線研究施設誘致方法第一原発近距離理由での誘致</p>
<p>追加テーマ</p> <p>【除染・第一原発安全化】</p> <p>【第1次計画該当部】</p> <p>5.ふるさとを再生していくために必要な取り組み</p> <p>p99</p> <p>「除染」 p103</p> <p>③実効性ある除染・放射線物質汚染対策の実施</p> <p>(3)農地の面的な除染の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地としての特性、農作業従事者の安全確保に配慮した除染の実施 ・除染によって地力が低下した場合における土壌の機能回復 ・再汚染防止のための農業用水の安全確保 <p>(4)山林の面的な除染の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活圏に近い山林に対する確実な除染の実施 ・急峻かつ高線量な森林に対する、確実な除染の実施 ・研究機関と協力した山林除染プログラムの策定と国に対する実現の要請 	全町民 双葉郡全体	<p>1. 1ミリsv/年の完全実施</p> <p>2. 左書、除染各項目を実施する。</p>	<p>1. 復興計画策定委員会で専門家をいれての、放射線研究部会を立上げる。「除染」の調査・研究を行う</p> <p>・県、郡、東京電力等との協議会・会議等あれば、委員会委員等も参加し、実務的情報収集を行う。左記各項目の実施促進を目的とする。 (この項、「仮置き」「第一原発」共通)</p>

施設・機能	対象者 (誰のため)	整備内容 (どのような)	整備手法
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺町村との連携による木質バイオマス発電を利用した除染の推進 (5)高線量地域からの再汚染防止対策の実施、農業用水の汚染防止措置 <ul style="list-style-type: none"> ・セシウム移動についての科学研究 ・土壌の流出防止による再汚染の防止 ・河川へ流出した汚染物質の収集、海洋汚染の低減 ・大雨などによる河川の氾濫 			<p>2.復興計画策定委員会で専門家をいれての、放射線研究部会を立上げる。「仮置き等」の調査・研究を行う。</p>
<p>④放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の確保</p> <p>(2)仮置き場設置に際する周辺汚染の徹底的な防止</p> <p>(3)仮置き場への搬入量を減らすための減容化施設の早期建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉等の減容施設の早期設置 ・山林の間伐材のペレット(木質バイオマス発電燃料)化による減容化 ・木質バイオマス発電による減容化 ・セシウム回収型焼却炉等放射性物質除去施設の設置 	<p>全町民 双葉郡全体</p>	<p>1.左書、適切な仮置き、処分を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置き場の安全な構築のためハード面の検討を行う ・減容及びバイオマス用焼却炉設置場所については、環境アセスメントを踏まえ、土地利用計画上で検討する。 <p>3.復興計画策定委員会で専門家をいれての、放射線研究部会を立上げる。「第一原発安全化」の調査・研究を行う。</p>
<p>⑤福島第一原子力の廃炉に向けた安全強化と避難方策確保</p> <p>(1)事故収束策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損傷した原子炉の、事故を踏まえた上での安全性確保 ・再度の地震の不安に対する耐震性の早急な確立 ・早急且つ徹底的な放射性物質の外部放出の抑制 ・損傷した原子炉の廃炉の早期実現 ・県内全ての原子炉の廃炉 <p>(2)リスク対応の観点に基づく</p> <p>く再事故発生時の避難路及び避難方策の確保</p>	<p>全町民 双葉郡全体</p> <p>提案</p> <p>1.国は差稼働の原子炉ばかりでなく、福島第一原発「廃炉(準備)、及び福島第二原発の安全審査をおこない、不具合部分を改善すべきである。</p> <p>原子力規制委員会による福島第一、第二原発の安全審査の要求</p> <p>廃炉は30年と言われているが、これから廃炉の研究を始めるとのことであるので実際は何年かかるのか分からないのではないのでしょうか。また、廃炉作業中の原子炉が事故をおこさないという安全神話はありません。国は再稼働の原子炉の安全確認ばかりでなく、廃炉作業中の第一原発の安全審査もすべきである。稼働停止の方向にある第二原発も安全審査すべきであろう。審査して不具合部分は国が全責任をもって対策し安全を確保すべきである。自然災害と人的災害の両面からの安全審査を要求するものである。</p> <p>放射能物質総合調査研究部会の設置提案</p> <p>第一原発爆発後、この2年半で、汚染水問題ははじめとして大小様々な事故をおこしている。原子工学という最新最先端を扱う企業にしては、汚染水問題にしてもタンク仕様や堰の構造等を見る限り、一般的初歩的技術を無視しているのか、知らないのかどちら</p>	<p>1.左記、安全強化、避難経路確定等を実施する。</p>	

施設・機能	対象者 (誰のため)	整備内容 (どのような)	整備手法
	<p>かではないでしょうか。また、大雨を想定してタンク群上部に大屋根を架ける検討はしたのでしょうか。？現在の技術をもってすればなんの問題もなく屋根は架けることは充分可能です。このように、一般的、初歩的技術対策をしないで、いまだに大小の事、故を起こし、そのたびごとに、テレビでお詫び会見をすれば免罪となっている。技術サイドからみれば、東電には一般技術的信頼感はゼロと言わざるをえない。ここにおいて、最大の被災地である浪江町において、放射能物質に関係する総合的調査研究機関を専門家をいれて立ち上げることを提案する。位置付としては、これからも継続されるものであれば、浪江町復興計画策定委員会の一部会としての設置をていあんする。</p> <p>第一・第二原発 構造・設備合同調査要求 汚染水対策は地下ダム構築等で漸く本格的対策が始まったようである。ただ、地上部分においては、爆発によって損傷した構造的には脆弱となったであろう各建屋についての、耐震性や補強ていどは情報公開されてないため不明である。国にも調査を阻んでいる様子から、構造物として相当な危険箇所を抱えているのではないかと推測される。国と最大の汚染被害を被った浪江町と双葉郡町村及び第三者専門家集団での徹底的調査を要求するものである。</p> <p>シェルター架構設置の提案 ロシア チェルノブイリ事故原発においては石棺の劣化により、地上部にドーム型のシェルターが架けられている。当然内部において事故ある場合は、外部に放射能を拡散させないためである。また、外的脅威からの原子炉保護、作業空間の維持等の目的があるであろう。福島第一原発においては、爆発時に部分的にせよ、構造体が損壊しているため、設計時建設時の規定の耐力は失われているものと考えざるえない。また、事故後損壊部に取り付けられたカバリングも信頼できる耐力はないであろう。このように、現在の原発施設は設計・建設時における規定の耐力を有しない危険な建物であると言わざるえない。</p> <p>廃炉に長時間かかるであろう。その間再度大きな地震と津波が来襲した場合、またはあってはならないことであるが、人為的ミスによって再度原子炉が事故をおこした場合等想定する場合は、チェルノブイリのように、脆弱な現たてものごと「シェルター、」によってすっぽりと覆うべきであると考えます。 万が一の場合がおきても、外部へ(町へ)今回のような放射能物質を撒き散らすことを防がなくてはならない。</p> <p>町民の不安や、将来の見通しをつけてもらうためにも「シェルター」を促進すべきである。</p>		